

## 外為法改正についてのよくある質問

Q 1. 今般の外為法改正では、告示で指定する事前届出対象業種（指定業種）の追加はありますか。

（答）

- 指定業種については、随時見直しを行っておりますが、今般の法改正に伴う業種の追加は予定しておりません。

Q 2. 指定業種以外の上場企業について、事後報告を求められる閾値（現行 10%）に変更はありますか。

（答）

- 変更はありません。

Q 3. 投資対象の上場会社が、  
① 事前届出を要しない会社  
② 事前届出の免除が可能な会社  
③ 事前届出免除の対象から除かれる会社  
のいずれに該当するか、どのように判別すればよいですか。

（答）

- 投資家が安心して届出の要否を容易に判断できるよう、当局が上記 3 分類の銘柄のリスト化を行い、公表・更新します。

Q 4. 「国有企業等」は事前届出免除制度を利用できないとされていますが、SWF(Sovereign Wealth Fund)や年金基金も事前届出を求められるのでしょうか。

（答）

- SWF や年金基金でも、国の安全等を損なうおそれがないと認められるものは、免除制度の利用が可能です。
- また、SWF や年金基金が、自ら株式を取得せず、免除対象の金融機関等を介して投資を行う場合には、事前届出は不要です。

Q 5. 事前届出免除制度を利用する外国投資家は、どのような基準を守る必要がありますか。

(答)

- 国の安全等に関わる技術情報の流出や事業活動の喪失を防止するとの法改正の目的に照らし、事前届出免除を受ける外国投資家は、以下の基準を守る必要があります。
  - ①外国投資家自ら又はその密接関係者が役員に就任しないこと。
  - ②重要事業の譲渡・廃止を株主総会に自ら提案しないこと。
  - ③国の安全等に係る非公開の技術情報にアクセスしないこと。

Q 6. Q 5 の基準は、株主の権利を過度に制限し、コーポレート・ガバナンス強化に逆行するものではありませんか。

(答)

- 事前届出免除制度を利用する外国投資家は、株主としての権利行使については、事後報告において以下の点を示せば足り、株式取得前の手続きは不要です。
  - ①外国投資家自ら又はその密接関係者が役員に就任しないこと。
  - ②重要事業の譲渡・廃止を株主総会に自ら提案しないこと。
- コーポレート・ガバナンス強化の観点から、今回の法令改正で、上記①②以外に株主の権利行使・企業との対話に制限を追加することはありません。なお、株式取得後に、外国投資家が上記①②の行為を行うことも、行為前に届出をすれば可能です。

Q 7. アクティビスト封じが今回の法改正の狙いですか。

(答)

- 今回の法改正は、健全な投資を一層促進しつつ、国の安全等に関わる技術情報の流出や事業活動の喪失といった事態を防止することが目的であり、アクティビスト封じが狙いではありません。
- このため、事前届出免除制度を利用する外国投資家に明示していただく株主の権利に関する内容も、こうした法改正の目的に係るもの（①外国投資家自ら又はその密接関係者が役員に就任しないこと、②重要事業の譲渡・廃止を株主総会に自ら提案しないこと）に限定しています。

- もとより、企業価値の向上に資する株主の権利行使・企業との対話はコーポレート・ガバナンス強化の観点から歓迎されるものであり、法改正の目的に関係のない株主の権利行使・対話については、制限の追加は一切行いません。

Q 8. 1%以上の株式を保有している外国投資家が、Q 5 ①②で行わないとした行為を行う場合、当該行為前の届出が求められ審査を受けるとのことですが、これはコーポレート・ガバナンス強化に逆行しませんか。

(答)

- 審査は、もっぱら国の安全等に関わる技術情報の流出や事業活動の喪失を防ぐ観点から行うものであり、法改正の目的に関係のない株主の権利行使・企業との対話を制限するものではありません。
- 審査の透明性を確保する観点から、審査に際して考慮する要素を作成・公表し、説明責任を果たします。
- また、国の安全等の観点から問題のない行為については、審査通過の通知を5営業日以内に行います。
- このように、審査は、コーポレート・ガバナンスに十分に配慮しつつ行ってまいります。

Q 9. 諸外国と比較して安全保障等の観点からの備えは十分でしょうか。また、事前届出の株式取得の閾値1%は適切な水準でしょうか。

(答)

- G 7 諸国を見ても、対内直接投資の審査制度は様々であり、事前・事後双方の措置を見ることが必要です。
- 今回の法改正により、事前届出については、我が国の株式の取得割合に係る閾値が1%となり、G 7 では、「下限なし」の米国に次いで低い水準となります。一方で、広範な免除制度を設け、健全な投資に配慮した枠組みとしております。
- また、事後介入については、米・英・独・加においては「業種の限定なく」株式売却命令を行えますが、我が国は、今回の法改正で、仏・伊と同様「指定業種全て」において株式売却命令を行えることとなります。

- このように、今回の法改正により、諸外国と比較して、バランスの取れた制度となると考えられます。

Q 10. 改正外為法はいつ施行されますか。

(答)

- 今回の法律では、公布の日から起算して6か月を超えない範囲内において政令で定める日としております。